



土曜ワイド

負担は憲法違反

障害者は今

障害者の人権を侵害するものと厳しく批判にさらされている障害者自立支援法施行から3年がたち、法律見直しの年を迎えています。昨年10月31日には、原告・家族30人が全国8カ所で「自立支援法の応益負担は憲法違反」と裁判を起しました。4月1日には第2次訴訟が各地で起こされます。この裁判には150人を超える弁護団が結成されています。弁護団事務局長の藤岡毅弁護士に訴訟の意義と現状について聞きました。

訴訟の意義は?

障害者自立支援法訴訟 全国弁護団事務局長 藤岡 毅 弁護士に聞く

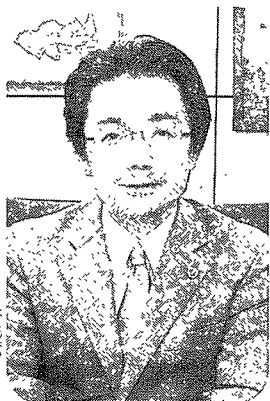
原告のみならずがこの裁判で訴えているのは、

障害者自立支援法の応益負担が、憲法が定める

障害重いほど負担が多く

「法の下での平等」(第14条)に反し、「生存権」(第25条)を侵害し、「個人の尊厳」(第13条)を毀損する、などです。この裁判を通じて、多くの国民に、この法律がいかに存在してはならないものかを知ってもらいたい。

「応益負担」とは、これまで憲法や法令にもつとく国や自治体の義務として公費で実施されていた支援の利用を、「受益」とみなして、その費用の原則1割を障害者に負担させる仕組みです。対象としているのは、



藤岡さん

義足や車いす、白杖、介護ヘルプ、就労支援、グループホーム、入所施設での生活支援などです。重い障害をもつ人にとっては、食事のためにスプーンで食べ物を運んでもらうことや、歩くことの支援を受けることは、生

安心して過ごせる生活こそ 障害での不利益解消は公的責任で

きるために不可欠です。障害が重いほど必要な支援は多くなり、負担が多くなる仕組みです。障害にもつとく不利益の解消は、公的な責任・

義務として実行しなければなりません。これは憲法や国際的な人権規約が認める基本的人権です。例えば駅のトイレは、一般のトイレが無料なら、車いす用トイレも当然無料です。車いす用のトイレを作る費用がかかるから障害者に1割を負担してもらいますというのは許されないので、こういう合理的配慮をしない場合は差別だというのが現在の到達点です。障害者授産施設で働いている人の場合、多くは月額1万円以下の工賃し



広島地裁での第1回口頭弁論にのぞむ原告夫妻と弁護団、150人を超える支援の人たちは2月5日(きょうされん広島県支部提供)

かありません。自立支援法は、そんな人からも原則1割の施設利用料を取りたてるのです。制度上は1万円以上かかる利用料が、国民の強い批判で軽減措置が実施され、1500円になった人もいます。それでも給食費用などを差し引けば、工賃は残りません。

人間の尊厳の復権を求めて

生きるために必要な食事やトイレの支援にまで応益負担を求めることは障害者の誇りを傷つけています。障害者の方からは「利用するたびに、自分は生きてはいけないうのだから」と言われているように感じる」と悲痛な声があがっています。

慰謝料の請求額は、原告一人あたり10万円ですが、金額は問題ではありません。原告たちが求めているのは、自立支援法で失われた障害者の人間の尊厳の復権であり、障害のあるなしにかかわらず当たり前のように安心して過ごせる生活なのです。

国を動かした力に確信もち

第1次訴訟は、今年1月22日の滋賀県での口頭弁論を皮切りに、福岡、広島、大阪、兵庫、京都、埼玉で裁判が開始されています。各地で法廷に入りきれないほどの傍聴人が詰め掛け、「勝利をめざす会」が生まれています。4月1日には第2次訴訟を起します。

2次訴訟の前に、政府の自立支援法見直し案が明らかになりました。「応益負担へ見なおす」といっています。私たちの裁判が、そこまで迫ります。しかしこれは、現状の軽減措置を、呼び名を変えてそのまま実施するだけのものではありません。自立支援法の本質は何ら変わっていません。惑わされず、一段とたたかう力を強めることが必要です。

(聞き手 畑野 孝明)
*「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」アドレノは <http://www.v-normant.net.jp/~ictjd/suit/>



土曜ワイド



自立支援法の応益

全国で障害者がいっせいに提訴



印刷物を折る山下裕幸さん＝福岡県田川市の「つくしの里」で

原告の思いは？ 福岡 山下 裕幸さん

「働きに来るのに『お金払って』って言われたら、働く気になれますか?」。山下裕幸さん(28)は、電動車いすから身を乗り出し、黒い瞳をまっすぐこちらに向けました。元炭鉱の街・福岡県田川市。授産施設「つくしの里」で働く山下さんは、障害者自立支援法による原則1割の「応益負担」は憲法違反だとして4月、福岡地裁に提訴します。第2次訴訟の原告です。

働くなかで
多くを学べた

生後まもなく脳性マヒと診断されました。言語

働くのになぜお金払う?

「夢を妨害する法律許せんとよ」

低報酬で辞める
職員が次つぎと

山下さんがもう一つ気になっているのは、自立支援法が施行されて以降、何人かの施設職員が辞めていったことです。同法によって、施設に支払われる報酬は、月額払い制から、実際に通所

障害と手足の重い障害で肢体不自由1級です。特別支援学校の高等部に進学しましたが寮生活になじめず中退。自宅に引き



同じ法人の作業所で働く第1次訴訟原告の平島龍磨さん(左)と山下さん

こもっていたところ「つくしの里」で出会いました。印刷作業などに従事しています。機械で刷りあがった印刷物を、床に座り、マヒの軽い左手と右足を使って器用に折りあげていきます。パソコン技術も習得、検定で上級の資格をとりました。

「こんなふうにして人生が開けていくんだ、とうれしかったです。学校を卒業したら施設に入らないかと思っていたか

更生訓練費も
支給停止に

工賃は月8000円。ところが同法で06年4月

から利用料が月7500円かかるようになりました。粘り強い運動で軽減措置が講じられることになりました。それでも利用料(月1500円)と給食費で月7500円程度払わねばなりません。「これだと利用料を払うために施設に通っていることになる」

障害年金は月8万3000円足らずです。携帯電話代を払い、生活費として実家に入れる分ほとんどです。

他に自治体から月7500円の更生訓練費が支給されています。でも「つくしの里」が自立支援法の新体系の施設に移行するのにもなって4月から支給停止に。これまでパソコンの講習料や、友人と年1回行く旅行費用の積み立てや交際費に充てていました。しかし「もう旅行も、仲間と飲みに行くこともできません」

した実績人数で決まる日額制になり、収入は10、15%ダウンしました。職員は全員2年間昇給がストップ、ボーナスカットも余儀なくされました。

「仕事にやりがいを感じていてもこの待遇では将来に希望が持てない、と辞める職員が後を絶ち

ません。日額払い制度をやめ、介護報酬を大幅にアップさせるしかない」と鶴我房子施設長。

山下さんの胸に改めて怒りが込み上げました。「せっかく心が通じ合えた職員が辞めていかざるを得ないような法律は、ぜったい許せんとよ!」原告に加わることを決

(内藤真弓子)